

美幌町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について

1 条例制定の趣旨

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和6年6月12日に公布され、同法により児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部が改正されました。

この改正により、保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満までの子どもを対象に、保護者の就労要件にかかわらず、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度である「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」に対応した給付制度として「乳児等のための支援給付」が創設され、令和8年4月から開始されます。

本給付制度の対象となる事業者は、市町村が条例に定めた基準に従い、乳児等通園支援を提供しなければならないことから、令和8年度からの制度開始に向け、本町の基準を条例で定めるもので

2 条例制定の基本的な考え方

条例の制定に当たっては、内閣府令で定める基準(以下「国基準」という。)に従い、または参酌して定めることとされています。本町の条例は、過剰な義務付け等の追加は行わず、保育にかかる町のこれまでの基準や国基準同様に定めることとします。

従うべき基準	参酌すべき基準
第3条（利用定員に関する基準）	第2条（一般原則）
第4条（面談）	第7条（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）
第5条（正当な理由のない提供拒否の禁止）	第8条（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）
第6条（あっせん及び要請に対する協力）	第9条（心身の状況等の把握）
第12条（支払）	第10条（特定教育・保育施設等との連携）
第14条（特定乳児等通園支援の取扱方針）	第11条（特定乳児等通園支援の提供の記録）
第23条（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）	第13条（乳児等支援給付費の額に係る通知等）
第24条（虐待等の禁止）	第15条（特定乳児等通園支援に関する評価等）
第25条（秘密保持等）	第16条（相談及び援助）
第30条（事故発生の防止及び発生時の対応）	第17条（緊急時等の対応）
	第18条（乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知）
	第19条（運営規程）
	第20条（勤務体制の確保等）
	第21条（利用定員の遵守）
	第22条（掲示等）
	第26条（情報の提供等）

	第27条（利益供与等の禁止） 第28条（苦情解決） 第29条（地域との連携等） 第31条（会計の区分） 第32条（記録の整備等） 第33条（電磁的記録等）
--	--

3 制定内容

第1章 総則

第1条（趣旨）

条例制定の趣旨を規定

第2条（一般原則）

事業者が遵守すべき基本理念及び運営上的一般原則について規定

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条（利用定員に関する基準）

利用定員の設定について規定

第2節 運営に関する基準

第4条（面談）

利用開始前に行う面談について規定

第5条（正当な理由のない提供拒否の禁止）

正当な理由がなく利用を拒んではならないことについて規定

第6条（あっせん及び要請に対する協力）

市町村が行う利用あっせん及び要請への協力について規定

第7条（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認について規定

第8条（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

乳児等支援給付認定の申請支援について規定

第9条（心身の状況等の把握）

子ども及びその保護者の心身の状況等の把握について規定

第10条（特定教育・保育施設等との連携）

特定教育・保育施設等と円滑な接続に向けた連携について規定

第11条（特定乳児等通園支援の提供の記録）

特定乳児等通園支援の提供内容等の記録について規定

第12条（支払）

特定乳児等通園支援の費用負担と、保護者から徴収できる費用について規定

第13条（乳児等支援給付費の額に係る通知等）

乳児等支援給付費の額に係る通知について規定

第14条 (特定乳児等通園支援の取扱方針)

子どもと保護者の状況に応じた適切な支援について規定

第15条 (特定乳児等通園支援に関する評価等)

特定乳児等通園支援の評価の実施と公表について規定

第16条 (相談及び援助)

子ども及び保護者からの相談、及び必要な助言・援助について規定

第17条 (緊急時等の対応)

緊急時の連絡及び必要な対応について規定

第18条 (乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

保護者の不正受給等が判明した場合の市町村への通知について規定

第19条 (運営規程)

運営に関する重要事項を定めた運営規程の整備について規定

第20条 (勤務体制の確保等)

適切な勤務体制の整備及び職員の資質向上について規定

第21条 (利用定員の遵守)

利用定員の遵守について規定

第22条 (掲示等)

運営内容等の掲示及びインターネット等による公表について規定

第23条 (乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

子どもの平等な取扱いについて規定

第24条 (虐待等の禁止)

子どもへの虐待等の禁止について規定

第25条 (秘密保持等)

職員の秘密保持について規定

第26条 (情報の提供等)

提供する事業内容に関する情報提供と、虚偽広告の禁止について規定

第27条 (利益供与等の禁止)

利用者紹介に係る金品等の利益供与及び収受の禁止について規定

第28条 (苦情解決)

苦情を受けるための窓口の設置及び内容の記録等について規定

第29条 (地域との連携等)

地域との連携及び交流について規定

第30条 (事故発生の防止及び発生時の対応)

事故防止体制の整備、事故発生時の対応等について規定

第31条 (会計の区分)

特定乳児等通園支援事業に係る会計の区分について規定

第32条 (記録の整備等)

記録の整備及び保存期間について規定

第3章 雜則

第33条 (電磁的記録等)

書面に代えて電磁的記録により行うことができる規定

4 施行日

令和8年4月1日とする。